

○宮古市再生可能エネルギー推進条例

令和5年3月29日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギーの導入に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、土地所有者等及び再生可能エネルギー事業者の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再生可能エネルギーの導入及び地産地消を推進し、もって持続可能なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱又はバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を利用して得られるエネルギーをいう。
- (2) 事業者 市内で事業を営む個人、法人又は団体をいう。
- (3) 地産地消 市内で生産された再生可能エネルギーを市内で消費することをいう。
- (4) 再生可能エネルギー設備 再生可能エネルギーを電気、熱等に変換する設備及びその附帯設備をいう。
- (5) 再生可能エネルギー事業 再生可能エネルギー設備（家庭用消費を主たる目的とする再生可能エネルギー設備を除く。）を設置し、電気、熱等を利用する事業をいう。
- (6) 再生可能エネルギー事業者 市内で再生可能エネルギー事業を行う個人、法人又は団体をいう。
- (7) 事業区域 再生可能エネルギー事業者が、再生可能エネルギー事業を行う一団の土地をいう。
- (8) 土地所有者等 事業区域に係る土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 再生可能エネルギーの導入は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 地域の自然条件及び社会的背景を理解し、自然環境、景観及び生活環境への影響に十分配慮すること。
- (2) 市、市民、事業者、土地所有者等及び再生可能エネルギー事業者が相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- (3) 地産地消を推進することにより、地域経済の発展及び災害に強いまちづくりに資するよう取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、再生可能エネルギーの導入に関する総合的かつ計画的な施策を講ずるものとする。

2 市は、市民、事業者、土地所有者等及び再生可能エネルギー事業者に対する支援の実

施その他必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、自ら率先して再生可能エネルギーの導入を推進するものとする。

4 市は、再生可能エネルギーの導入の必要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、学習の機会の提供及び知識の普及啓発を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市の再生可能エネルギーの導入に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、市の再生可能エネルギーの導入に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、再生可能エネルギーの導入の推進に努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、再生可能エネルギー事業の実施により、地域の自然環境を損ない、又は災害若しくは公害が発生することがないように、その所有し、占有し、又は管理する土地の適正な管理に努めるものとする。

(再生可能エネルギー事業者の責務)

第8条 再生可能エネルギー事業者は、地域の自然環境、景観及び生活環境に十分配慮し、事故、災害及び公害の防止に努めるものとする。

2 再生可能エネルギー事業者は、地域住民に対し、再生可能エネルギー事業に係る計画の内容及び再生可能エネルギー設備の維持管理の方法を十分に説明し、継続して地域住民の理解を得られるよう努めるものとする。

3 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの導入を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(導入促進区域等の設定)

第9条 市長は、円滑な再生可能エネルギーの導入を推進するため、再生可能エネルギー事業の導入を促進し、抑制し、及び調整を必要とする区域（以下「導入促進区域等」という。）を設定するものとする。

2 市長は、導入促進区域等を設定したときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(再生可能エネルギー事業の計画の届出)

第10条 再生可能エネルギー事業を計画しようとする者は、次条の規定による説明をする前に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(地域住民への説明)

第11条 再生可能エネルギー設備を設置しようとする者は、次条第1項の規定による届出をする前に、地域住民に対し、再生可能エネルギー事業の内容について説明しなければならない。

(再生可能エネルギー設備の設置の届出)

第12条 再生可能エネルギー設備を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、

同様とする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、再生可能エネルギー事業者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に、事業区域に立ち入り、再生可能エネルギー設備の設置状況について調査(以下「立入調査」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、再生可能エネルギー事業者及びその関係者に提示しなければならない。

(再生可能エネルギー事業の廃止の届出等)

第15条 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギー事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギー事業を廃止したときは、関係法令に基づき、再生可能エネルギー設備を適正に処分しなければならない。

3 再生可能エネルギー事業者は、前項の規定による処分が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(勧告)

第16条 市長は、再生可能エネルギー事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、再生可能エネルギー事業者に対し、必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

(1) 第10条、第12条第1項又は前条第1項若しくは第3項の規定による届出をしないとき。

(2) 第11条の規定による説明をしないとき。

(3) 第13条の報告又は資料の提出をしないとき。

(4) 前条第2項の規定による処分をしないとき。

(公表)

第17条 市長は、前条の勧告を受けた再生可能エネルギー事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる再生可能エネルギー事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(地域主導型再生可能エネルギー事業の認定)

第18条 市長は、再生可能エネルギー事業者の申請により、次の各号のいずれかに該当する再生可能エネルギー事業を地域主導型再生可能エネルギー事業として認定することができる。

(1) 市民が主体となって実施する再生可能エネルギー事業であって、次のいずれかに該当するものによって実施されるもの

ア 市の認可を受けた認可地縁団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。)

イ 主に市民で構成される団体であり、かつ、営利を目的としない団体（代表者が市民である団体であって運営に関する規約等を定めているものに限る。）

ウ 再生可能エネルギー事業に出資する者の半数以上が市民である再生可能エネルギー事業者

(2) 化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換を促す再生可能エネルギー事業であって地産地消に資するもの

(3) 市外に流出しているエネルギーの購入代金及び雇用の機会を市内に留める再生可能エネルギー事業であって市内で資金の循環が創出されるもの

(4) 事業者（市内に本店、支店、営業所その他これらに準ずるものを有する者に限る。）に再生可能エネルギー設備の材料、設置工事等の発注を行う再生可能エネルギー事業であって地域経済の発展に資するもの

(5) 地域活動を支援する再生可能エネルギー事業であって地域社会の貢献に資するもの

(6) 常用電源が停電した場合に、市内の施設に電気、熱等を供給することができる再生可能エネルギー事業であって災害に強いまちづくりに資するもの

2 市長は、前項の規定による認定をしたとき、又は当該認定をしない旨の決定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を再生可能エネルギー事業者に通知しなければならない。

（欠格事由）

第19条 次の各号のいずれかに該当する再生可能エネルギー事業者は、前条第1項の申請をすることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）

(2) 役員のうち暴力団員がある法人

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体

（地域主導型再生可能エネルギー事業の変更の認定等）

第20条 地域主導型再生可能エネルギー事業を行う者（以下「地域主導型再生可能エネルギー事業者」という。）は、当該事業の内容を変更しようとするときは、市長の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 地域主導型再生可能エネルギー事業者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 第18条第2項の規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（地域主導型再生可能エネルギー事業の認定の承継）

第21条 営業譲渡、合併、分割その他の事由により、地域主導型再生可能エネルギー事業を承継しようとする者は、市長の承認を受けて、地域主導型再生可能エネルギー事業者が有していた当該事業の認定に基づく地位を承継することができる。

（地域主導型再生可能エネルギー事業の認定の取消し）

第22条 市長は、地域主導型再生可能エネルギー事業者が次の各号のいずれかに該当す

るときは、第18条第1項又は第20条第1項の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、第18条第1項又は第20条第1項の規定による認定を受けたとき。
- (2) 地域主導型再生可能エネルギー事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 地域主導型再生可能エネルギー事業が、第18条第1項各号に掲げる事業に該当しなくなったと認められるとき。
- (4) 第19条各号のいずれかに該当したとき。
- (5) 関係法令、この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(地域主導型再生可能エネルギー事業の公表)

第23条 市長は、再生可能エネルギーの導入を推進するため、第18条第1項の規定により認定した地域主導型再生可能エネルギー事業の概要を公表するものとする。

(地域主導型再生可能エネルギー事業に対する支援)

第24条 市は、地域主導型再生可能エネルギー事業に対し、必要な支援を行うものとする。

(宮古市再生可能エネルギー推進審議会)

第25条 再生可能エネルギーの導入の推進その他重要事項を審議するため、市長の諮問機関として宮古市再生可能エネルギー推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第26条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域主導型再生可能エネルギー事業の認定に関する事項について調査審議すること。
- (2) 市の再生可能エネルギーの導入に関する施策についての重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、再生可能エネルギーの導入に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第27条 審議会は、委員5人をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第28条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第30条 審議会の庶務は、エネルギー・環境部において処理する。

（補則）

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。